

レベル	当該レベルへの引上げの基準	当該レベルからの引下げの基準
5	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫】</p> <ul style="list-style-type: none"> 溶岩流（積雪期には融雪型火山泥流）が居住地域に切迫 概ね3 km以内に大きな噴石が飛散するような噴火が切迫 <p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 溶岩流（積雪期には融雪型火山泥流）が居住地域に到達 噴火が発生し、概ね3 km以内に大きな噴石飛散 	<p>各レベルに該当する現象が観測されなくなった場合には、活動状況を勘案しながら、必要に応じて火山噴火予知連絡会での検討結果も踏まえ、総合的に判断する。</p>
4	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 山体内で規模の大きな地震が多発 多量のマグマ上昇を示す顕著な地殻変動等、従来観測されたことのないような規模の山体膨張を示す地殻変動 溶岩流（積雪期には融雪型火山泥流）が居住地域に到達する可能性 	
3	<p>【山頂火口から1～2 kmに影響を及ぼす噴火の可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 噴火の拡大傾向（山頂火口から概ね1 kmを超えて大きな噴石の飛散が予想される） 振幅の大きな（水釜北東観測点上下動で振幅概ね10 μ m/s以上）火山性地震の増加（任意の24時間以内の地震回数が概ね20回以上又は、1時間に5回以上） 振幅の大きな火山性微動（水釜北東観測点上下動で振幅概ね100 μ m/s以上で継続時間概ね5分以上）の発生 山頂火口付近浅部の膨張を示す明瞭な地殻変動（1 μ rad/h） 湯釜湖面で急激かつ非常に激しい変色活動（硫黄の浮遊等） 噴火が発生し泥流が発生、もしくは発生する可能性がある場合 <p>【山頂火口から1～2 kmに影響を及ぼす噴火が発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 噴火により山頂火口から1～2 kmの範囲に大きな噴石飛散 	<p>左記現象がみられなくなった後1週間程度、活動の推移を観察し、火山性地震や火山性微動、地殻変動等に明らかに火山活動の低下が認められればレベル2に引き下げを判断する。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 噴火が発生したが噴火の規模が不明な場合 	<p>現地調査をした後、影響範囲が1 kmを超えておらず、噴火の拡大傾向が認められない場合はレベル2に引き下げる。</p>
2	<p>【山頂火口から概ね1 km以内に影響を及ぼす噴火の可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 傾斜変動を伴う火山性微動（水釜北東観測上下動で振幅概ね50 μ m/s以上で継続時間概ね5分以上）の発生 山頂火口付近浅部の地震活動の高まり（任意の24時間以内の地震回数が概ね40回以上）、かつ、以下のいずれかの現象が観測された場合 <ul style="list-style-type: none"> 山頂火口付近浅部の膨張を示す地殻変動 山頂火口付近浅部の温度上昇を示す全磁力変化 噴気や湖水の化学組成に高温の火山ガス成分の増加を示す明瞭な変化 山頂火口付近浅部の低周波地震の増加 <p>【山頂火口から概ね1 km以内に影響を及ぼす噴火が発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 噴火により山頂火口から概ね1 km以内に大きな噴石飛散 	<p>噴火の発生がなく、地震活動が低調（※1）な状態に戻り、地殻変動や全磁力の観測データ及び火山ガスや湖水の化学的観測データから火山活動が静穏時の状態に戻る傾向が明瞭（※2）になったと判断してレベルを1に引き下げる。ただし、静穏時に戻る途中で、地震の増加など再び火山活動が高まる傾向（※3）に転じたと判断した場合は、左記の基準に達していなくてもレベル2に戻す。</p>
1	<p>レベル1の静穏時の状態であっても、以下の現象の有無により、山頂火口内及び一部火口外に影響する程度の噴出の可能性を評価し、火山の状況に関する解説情報を発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 湯釜火口の水柱、噴気の活発化、新たな噴気や浮遊物（硫黄等）の出現などの表面現象 山頂火口付近浅部の地震活動の高まり（任意の24時間以内の地震回数が概ね20回以上） 山頂火口付近浅部の膨張を示す地殻変動、または、温度上昇を示す全磁力変化 噴気や湖水の化学組成に高温の火山ガス成分の増加を示す明瞭な変化 	<p>※1～※3の具体的基準については「判定基準の解説」参照</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 各項目のいずれかが観測された場合に当該レベルへ引き上げる。 山頂火口とは白根山の湯釜火口、水釜火口、溜釜火口及びその周辺をいう。 上記以外の火山現象やデータ変化を観測した場合は、それらも加味した上でレベルを判断することもある。 ここでいう「大きな噴石」とは、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。 火山の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って順番通りになるとは限らない（下がる時も同様）。 レベルの引き上げ基準に達していないが、今後、レベルを引き上げる可能性があるかと判断した場合、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。また、現状、レベルを引き上げる可能性は低いですが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。 以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後随時見直すこととする。 	